

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
第 1 （略）				第 1 （略）			
第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げる対策とし、各対策における交付対象事業（別表の交付対象事業の欄に掲げる個別の事業をいう。以下同じ。）の具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。				第 2 事業の内容 本事業は、次に掲げる対策とし、各対策における交付対象事業（別表の交付対象事業の欄に掲げる個別の事業をいう。以下同じ。）の具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。			
1 （略） 2 防災減災対策 別表の区分の欄の 2 の対策種類の欄の <u>(1) から (4) までの</u> いずれかに掲げるものを実施するもの 3・4 （略）				1 （略） 2 防災減災対策 別表の区分の欄の 2 の対策種類の欄の <u>(1)、(2) 又は (3)</u> のいずれかに掲げるものを実施するもの 3・4 （略）			
第 3～第 10 （略）				第 3～第 10 （略）			
別表				別表			
区分	対策種類	対策内容	交付対象事業	区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1（略）	（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）	（略）
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	（略）	ア～キ（略） <u>ク 施設撤去・廃止</u> <u>ケ～ス</u> （略）	2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	（略）	ア～キ（略） <u>(新設)</u> <u>ク～シ</u> （略）
	(2)・(3)（略）	（略）	（略）		(2)・(3)（略）	（略）	（略）
	<u>(4) 流域治水対策</u> <u>(注)</u>	<u>流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備</u>	<u>ア 農業用排水施設整備</u> <u>イ 危機管理システム等整備</u> <u>ウ 附帯安全施設整備</u> <u>エ 管理体制強化対策</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
3・4（略）	（略）	（略）	（略）	3・4（略）	（略）	（略）	（略）
<u>(注)</u> 流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。 <u>(1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</u>				<u>(新設)</u>			

改正後	現行
<p><u>ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）</u></p> <p><u>イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）</u></p> <p><u>(2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</u></p> <p><u>(3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</u></p>	

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。